

浦添市定期報告対象建築物・建築設備等一覧

更新日：令和7年4月1日

	細則 21条	対象用途 <sup>※1</sup>	対象用途の位置・規模 <sup>※2</sup> (いずれかに該当するもの)	報告年度		報告 周期
				今回	次回	
特定建築物	1号	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの	R7	R10	3年
	1号	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの	R7	R10	3年
	2号	旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの ③地階にあるもの	R7	R10	3年
	3号	病院・有床診療所、就寝用福祉施設(別紙)	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの <sup>※3</sup> ③地階にあるもの	R9	R12	3年
	4号	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食 店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上のもの ③床面積が3,000㎡以上のもの ④地階にあるもの	R8	R11	3年
	5号	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツ練習場、体育館(いずれも学校に附属するもの は除く。)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上のもの	R9	R12	3年
<p>※1：該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2：該当する用途部分の床面積が100㎡超のものに限る。                      ※3：病院、有床診療所については、2階部分に患者の収容施設があるものに限る。</p>						
特定建築設備	指定設備	細則22条	上記特定建築物に設けた機械排煙設備、非常用照明設備	R7	R8	1年
	防火設備	政令16条3項	上記特定建築物に設けた防火設備	R7	R8	1年
		政令16条3項	病院・診療所・就寝用福祉施設(該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの)に設けた防火設備	R7	R8	1年
		※例外→	常時閉鎖式防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備			
	昇降機	政令16条3項	エレベーター、エスカレーター	R7	R8	1年
		政令16条3項	小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	R7	R8	1年
※例外→		住戸内のみを昇降する昇降機、工場等に設置されている専用エレベーター(労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの)				
準用工作物	昇降機等	政令138条の3	観光用エレベーター・エスカレーター(政令第138条第2項第1号)	R7	R8	1年
		政令138条の3	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設(政令第138条第2項第2号)	R7	R8	1年
		政令138条の3	メーリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設(政令第138条第2項第3号)	R7	R8	1年

備考 1 報告時期は、それぞれの報告年度の4月1日から12月20日までとする。  
 2 表中の「政令」は、建築基準法施行令を、「細則」は、浦添市建築基準法施行細則を示す。